

13年

申告相談日程 2月9日～3月15日

～会場は税務課(庁舎1階)と富根出張所です～

月日	曜日	受付時間	対象地域	会場	月日	曜日	受付時間	対象地域	会場
2/9	金	前9～11	仁鮎(中台)	役場本庁	2/28	水	前9～11	荷上場(仲町・八幡町)・上山崎	役場本庁
		後1～4	仁鮎(新丁・新町)				後1～4	荷上場(下町)	
13	火	前9～11	仁鮎(大町・横町)	"	3/1	木	前9～11	荷上場(町館1)	"
		後1～4	仁鮎(立町)				後1～4	荷上場(御倉町)	
14	水	前9～11	鬼神	"	2	金	前9～11	荷上場(館の下)	"
		後1～4	小掛				後1～4	荷上場(町館2・関口・グミノ木)	
15	木	前9～11	田代	"	4	日	9～4	2/26～3/2の申告もれ	"
		後1～4	揚石・仙ノ台・濁川・釜谷				5	月	
16	金	前9～11	切石(1・2)	"	6	火	前9～11	源助田～窓山	"
		後1～4	切石(3)・菊又石				後1～4	梅内	
19	月	前9～11	富根上部(1・2)	富根出張所	7	水	9～4	二ツ井(1区)	"
		後1～4	富根上部(3・4)・矢崎				8	木	
20	火	前9～11	富根下部(1・2・4)	"	9	金	前9～11	二ツ井(3区)	"
		後1～4	富根下部(3)・駒形				後1～4	二ツ井(4区)	
21	水	前9～11	羽立(1・2)	"	12	月	前9～11	二ツ井(5・6区)	"
		後1～4	羽立(3)・羽立新田・昭和新田				後1～4	二ツ井(7区)	
22	木	前9～11	大林・富田	"	13	火	前9～11	二ツ井(8・9区)	"
		後1～4	切石(4)				後1～4	二ツ井(10区)	
23	金	前9～11	切石(4)	役場本庁	14	水	前9～11	二ツ井(11・12区)	"
		後1～4	切石(5)				後1～4	二ツ井(13区)・さくら新町	
25	日	9～4	2/9～23の申告もれ	"	15	木	9～4	全町申告もれ	"
26	月	前9～11	下田平	"					
		後1～4	麻生						
27	火	9～4	小繫	"					

税務署で申告される方で、農業所得のある方は、あらかじめ上記申告会場で農業所得を申告の後、税務署へお出かけください。

相談をスムーズに行うため
なるべく指定日にご来庁ください

申告に必要なもの(当日お持ちいただくもの)

印鑑(通帳使用のもの)
銀行・農協・郵便局などの通帳番号
生命保険(個人年金)、損害保険の掛金証明書
社会保険料(任意継続、建設国保など)の掛金証明書
給与などの源泉徴収票
医療費の領収書が証明書(合計額が所得の5%を超え、または10万円以上の場合)
営業所得者は仕入、売上、諸経費がわかる帳簿類

農業所得者は、収入額の方のもの、農機具などの購入証明、雇人費の明細、制度資金の支払利息証明
国や地方公共団体・共同募金会などへ10万円を超える寄付をした場合、その証明書
12年中にローンなどを利用して一定の要件を満たす住宅を取得した場合、住民票の写し、登記簿謄・抄本、請負契約書や領収書、資金借入金の年末残高証明書
土地や建物を譲渡した人は、契約書類、国・県からの土地買収証明書など

詳しくは、税務課(庁舎1階) ☎73-2113へご相談ください

所得税 事業税 町・県民税

確定申告



税の申告時期が近づきました。給与所得だけで年末調整されている方は申告する必要はありませんが、それ以外の方は、申告しなければならないことになっています。準備はお済みでしょうか？
平成十二年中の所得税、事業税、町・県民税の確定申告の受付が二月十六日から全国一斉に開始されます。期間は三月十五日までです。
町では二月九日から次のとおり、各地区ごとに相談を受け付けますので、必要書類などを準備のうえ、来庁ください。

準備はお済みですか？
町の申告相談は
2月9日(金)からです

知って得する 控除のあれこれ

医療費控除

病气やけがなどのために、一年間に支払った医療費総額が保険金などで補填されるものをおかす多額にのぼる場合は、所得金額から一定の控除が受けられます。

この「多額」の判定は、一般的には、正味の支払金額(保険金等を差し引いた後の実支払額)が、十万円を超える場合を指しますが、総所得金額が二百万円未満の方は、十万円以下でも該当する場合があります。

なお、医療費控除を受ける場合は、医療機関などの領収書が必要です。

また、医療費控除の内訳書(役場用紙があります)にあらかじめ記入し、来庁してください。

住宅借入金 取得等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームの取得や増改築、敷地を購入したときは、一定の要件に当



納税は国民の義務です。忘れずに申告しましょう

ては、まれば居住用に共した年から最高十五年間、住宅借入金(取得)等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。
該当すると思われる方には、調査の際、説明していますが、その他の方でも詳しくお知りになりたい方は、税務課課係(庁舎1階 番窓口) 73 2113へお問い合わせください。

雑損控除

台風や火災などにより生活に通常必要な資産に損害を受けたときは、一定基準を超える損害額をその人の所得金額から控除することができます。